

「相模原市AED使用可能施設登録制度」

登録施設向け講習会の実施について

消防局では、いざという時に、いち早くAEDを使用することができる環境を整備するため、平成22年8月1日から「相模原市AED使用可能施設登録制度」を開始し、平成29年7月4日現在で335の民間施設等にご協力いただき、426台のAEDを登録しています。

この度、本制度の更なる推進を目的に、登録施設の従業員等を対象とした講習会を、以下のとおり開催します。

1 日時

平成29年7月10日(月) 午後2時から午後4時30分まで

2 場所

相模原市消防局 消防指令センター 4階講堂(中央区中央2-2-15)

3 対象者

「相模原市AED使用可能施設登録制度」登録施設の従業員等

4 講習会内容

(1) 講義(午後2時~午後3時)

登録制度の概要説明、AEDのメンテナンス方法、AEDを借用に来た場合の対応方法や119番の通報方法などの講義

(2) 見学(午後3時~午後3時30分)

通信指令室の見学、119番通報の説明

(3) 実技(午後3時30分~午後4時30分)

119番の通報方法、AEDの使用方法を含めた心肺蘇生法などの実技



問い合わせ先
消防局救急課
042-751-9142